

ご確認ください

愛媛県最低賃金額が改正されました。

愛媛労働局

平成30年10月1日、愛媛県内すべての労働者に適用される愛媛県(地域別)最低賃金額が改正されました。
愛媛県内の使用者は、労働者に対しこの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりませんので、ご注意ください。

改正後の愛媛県最低賃金は

1時間 764 円です。

最低賃金額との比較にあたっては、①臨時に支払われる賃金、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、④精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。また、愛媛県(地域別)最低賃金より高い特定(産業別)最低賃金が定められている業種の使用者は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは、愛媛労働局賃金室(☎089-935-5205)又は松山(☎089-917-5250)・新居浜(☎0897-37-0151)・今治(☎0898-32-4560)・八幡浜(☎0894-22-1750)・宇和島(☎0895-22-4655)の各労働基準監督署へどうぞ。

「業務改善助成金」のご利用を！
事業場内最低賃金を引き上げる場合の
助成制度があります。
詳しくは裏面をご覧ください。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

最低賃金に関する特設サイト
<http://pc.saiteichingin.info/>